

東京都立総合工科高等学校 学則

第1章 総則・目的・学科・修業年限・生徒定数

第1条 本校は東京都立総合工科高等学校全日制課程を置く。

第2条 本校は学校教育法の定めるところにより、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

第3条 本校は機械・自動車科、電気・情報デザイン科、建築・都市工学科の3つの学科を置く。

第4条 本校は学年制とし、修業年限は次のとおりとする。
全日制 3年

第5条 本校の生徒定数は次のとおりとする。

全日制課程……………630名
機械・自動車科……………210名
電気・情報デザイン科……………210名
建築・都市工学科……………210名

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて、次の三学期とする。

一学期 4月1日から8月31日まで

二学期 9月1日から12月31日まで

三学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

1. 夏季休業日
2. 冬季休業日
3. 春季休業日
4. 開校記念日
5. 都民の日
6. 閉庁日
7. その他東京都教育委員会が定める日

第3章 教育課程及び週授業時数

第9条 学年別教科、科目及び特別教育活動の時間配当及び学校行事等については、学習指導要領及び東京都高等学校教育課程編成基準、その他に定めるところによりこ

れを定める。

第4章 入学・退学・転学・休学・留学及び卒業

第10条 入学は東京都教育委員会の定める入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。

第11条 第2学年以上に転入学又は編入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同以上の学力があると認められた者とする。

第12条 入学を許可された者は、保護者を定めて届け出なければならない。

第13条 保護者は父母又はこれに代って監督の責に任ずべき者とする。保護者がその責任を尽さないときは、校長は生徒の出席を停止もしくは保護者の変更を命ずることがある。

第14条 次の事項について変更があった場合には直ちに校長に届け出なければならない。

1. 保護者の変更
2. 保護者及び生徒の住所の変更
3. 保護者及び生徒の改姓名

第15条 生徒が、退学又は転学しようとするときは、その理由を具して保護者連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

第16条 校長は、疾病その他やむを得ない事由により引続き3ヶ月以上欠席の必要があると認められた者には休養を命じ、又は休学を許可することがある。

休学の必要がある者は医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署の上、願い出なければならない。

第17条 留学に関する規則は、別に定める。

第18条 校長は、全課程を修了したと認められた者には卒業証書を授与する。

第5章 学習の評価及び課程修了の認定

第19条 評価の方法及び単位の修得に関しては校長が別にこれを定める。

各学年の課程の修了の認定は、ホームルーム活動、その他特別活動で平素の成績・態度を評価し、修得単位を含め、総合的に判断して行う。

第6章 授業料その他の費用徴収

第20条 授業料は東京都の定めるところによる。

第21条 校長は経済上その他やむを得ない事由があると認められた者には授業料を免除することができる。

この場合には、生徒は必要な書類を揃えて保護者連署の上、授業料免除の申請をしなければならない。

その他の費用徴収については別に定める。

第7章 賞 罰

第22条の1 操行学業共に優秀な者、又は特殊な善行のある者に対し表彰することがある。

第22条の2 次に示す条件を満たした生徒に対し、卒業時に皆勤賞を授与する。

皆勤賞……………3年間欠席・遅刻・早退・欠課が皆無の場合

第23条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。

第24条 次の各号の一つに該当する者に対しては、校長が退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。
- (5) 正当な理由がなく授業料その他の納入金を納めない者。

第25条 校有物を破棄毀損又は紛失したときは、現品又は金品を以て賠償させることがある。

生徒心得

本校の生徒心得を以下のように定める。守られなかった場合は当該の指導を行う。

1. 登下校

- (1) 予鈴前に登校すること。
- (2) 登下校時や在校中、及び校外学習は、必ず定められた制服を着用すること。(別途指示とされている場合や届出がある場合は除く)
- (3) 欠席の場合は当日の朝8:25までに学校に連絡すること。また、事前に欠席することがわかっている場合は、届欄に理由を記入して保護者押印の上、HR担任に届け出ること。ただし、1週間以上欠席する場合は医師の診断書を添えること。
- (4) 自転車以外の車両通学は禁止する。
- (5) 登校後の外出は事前にHR担任に届け出て、許可を得ること。
- (6) 遅刻した場合は、当日にその理由をHR担任に申し出ること。
- (7) 早退する場合は、HR担任に届け出て、許可を得ること。
- (8) 欠課せざるを得ない場合は教科担当に申し出ること。
- (9) 放課後は所定の下校時間までに下校すること。もし、特別に居残りの必要がある場合は、当該教員に理由、氏名を申し出て許可を得ること。
- (10) 部活動や学習活動などで休日に登校する場合は、事前に部顧問や指導者から許可を得て登校し、活動中や下校時も指示に従うこと。

2. 服装

- (1) 服装は下記規定を遵守すること。又、制服を加工したり高校生としてふさわしくない服装は一切禁止する。
 - ① 冬服着用期間(冬季を4月1日～5月31日と、10月1日～翌年3月31日とする)
 - (ア) 男子生徒は以下のものを着用する。
 - ・ダークネイビー詰め襟蛇腹飾りヘリンボン柄学生服(襟に襟章をつける)
 - ・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン

- ③ 夏季、冬季には制服移行期間を設ける。移行期間については学生服・ブレザーを着用しなくても良い。ただし、女子についてはベストを着用すること。

- ・夏季移行期間 5月16日～6月15日まで
- ・冬季移行期間 9月16日～10月31日まで

また、男子長袖白ワイシャツ、男子ソックス、女子濃紺ハイソックス等は華美にならないような高校生らしいものとし、それ以外は本校指定のものを着用する。

(2) 靴・ベルト・校内履き

サンダルやヒールの高い履物、奇抜さや派手さが目立つ履物は避け、高校生らしいもので革靴は黒系、女子の革靴は茶系が望ましい。スニーカーの場合も派手な色彩のものは避けること。また、ベルト類も派手なものは避けること。校舎内や体育館では指定された校内履きを履くこと。

3. 頭髪、身だしなみについて

- (1) 頭髪は見苦しくなく清潔にすること。髪の毛の加工は禁止する。

(例) 染髪(茶髪等)、脱色、パーマ、アイロン、複雑な編み込み、モヒカン刈り、ツープロック等

- (2) 髪の毛の加工をしていないことを証明したい者は届けを出すこと。
(新入生招集日や年度が替わる際に生活指導部が確認する)

- (3) マニキュア、化粧は禁止する。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス等は禁止する。
- (5) 頭髪・身だしなみに関して指導を受けた場合は、指定された期日までに調髪や、身だしなみを改善し、生活指導部で必ず確認を受けること。

4. 所持品

- (1) 所持品には必ず学年、組、氏名を明記すること。
- (2) 学校生活に unnecessary な物品、特に余分な金銭、貴重品は持参しないこと。
- (3) 煙草類(電子煙草、噛み煙草を含む)や喫煙器具(ライターや禁煙補助具を含む)、ギャンブル用具(麻雀牌など)、風俗的に問題ある物品や雑誌類、酒類、法律に

・長袖白ワイシャツ

- (イ) 女子生徒は以下のものを着用する。
 - ・ダークネイビー蛇腹飾りヘリンボン柄セーラー襟ブレザー無地風ウインドペン柄スカート又はダークネイビーヘリンボン柄女子スラックス
 - ・本校指定校章刺繍入り長袖白ブラウス
 - ・ワイン・紺ストライプリボンタイ
 - ・濃紺ハイソックス(ワンポイント可)
- (ウ) 寒い日は学生服、ブレザーの下にベスト、セーターを着用しても良いが、着用の場合は本校指定のものとする。パーカー類は禁止する。
- (エ) コート
 - スクールコート、ダッフルコート、Pコートとする。色は濃紺又は黒が望ましい。
- (オ) 冬服着用期間中は冬服を着用し、セーター・ベスト・コートのみで登下校することは禁止する。
- ② 夏服着用期間(夏季を6月1日～9月30日とする)
 - (ア) 男子生徒は以下のものを着用する。
 - ・ペールピンクボタンダウン半袖シャツ
 - ・ダークネイビーヘリンボン柄ズボン
 - (イ) 女子生徒は以下のものを着用する。
 - ・本校指定校章刺繍入りペールピンク半袖ブラウス
 - ・本校指定ベスト
 - ・ピンクライン入りチェック柄スカート又はグレー無地女子スラックス
 - ・濃紺ハイソックス(ワンポイント可)
 - (ウ) セーター、ベストは本校指定のものとする。
 - (a) 男子ベスト(自由購入品)
グレイッシュピンクライン入りダークネイビーVネックベスト
 - (b) 女子ベスト(必ず購入し、着用すること)
ダークネイビーライン入りグレイッシュピンクVネックベスト又はダークネイビーライン入りダークネイビーVネックベスト
 - (c) セーター(男女兼用)(自由購入品)
ダークネイビーVネック 左胸に水色で校章の刺繍入り

抵触するような物品などの学校内持ち込み、使用を禁止する。学校外であっても同様である。

- (4) 他人の物品を無断で使用しないこと。
- (5) 生徒間の物品の売買は絶対にしないこと。

5. 授業

- (1) 授業を妨害する(進行や指導を妨げる)行為は禁止する。
- (2) 授業前に、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器類等は、電源を切り、かばん等にしまうこと。許可があった場合以外は、授業中の使用は禁止する。
- (3) 授業で使用する教科書、ノート類は事前に準備し、指定された座席で受けること。

6. 定期考査

- (1) 出席番号順に着席し、机と机の間隔はできるだけ大きくとること。教師の指示なくして座席の変更ならびに机の移動は禁ずる。
- (2) 机上には、筆記用具、出題者が許可した物以外置かないこと。(筆箱類、下敷きは禁止)下敷等は教師の点検許可を得て使用すること。
- (3) 机の中は空にし、考査中 unnecessary な所持品はすべて教室、各自椅子の下にまとめて置くこと。
- (4) 考査中は一切の物品の貸し借りや会話をしないこと。
- (5) 考査中の退室は認めない。ただし、トイレ等で退出する場合は問題、解答用紙を回収の上許可し、以後は受験させない。

7. 集会行事・掲示

- (1) 学校内で行う集会行事は、授業及び施設使用上支障ないように行うこと。ただし、その際には責任者を定め、生活指導部に届け出ること。
- (2) 集会行事終了後は、使用場所の整頓、戸締り、火気に特に注意の上、関係職員に報告すること。
- (3) 学校内に掲示する場合は、生活指導部の許可(承認)を経て所定の場所に責任者の氏名を明記して行うこと。責任者は掲示の所要期間(原則として1週間)が過ぎたら、必ず取り外すこと。
- (4) 金銭や物品を徴収する必要がある場合は、必ず関係職員に相談の上、許可を得ること。